

「神奈川県登録者」の 6 月以降の宅建法定講習における
宅地建物取引士証の交付申請手続きについて

神奈川県の受付体制の変更に伴い、令和 7 年 6 月 1 日以降の神奈川県登録者の宅地建物取引士証の交付については、当協会では行わず、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会にて行うこととなりました。

6 月 19 日付講習以降の受講者の宅地建物取引士証の交付申請方法につきましては、下記をご確認のうえ申請手続きをお願いいたします。（※申請後、取引士証のお受け取りまで約 2 週間程度かかりますのでご注意ください。）

1. 6 月 19 日付、7 月 17 日付、9 月 18 日付法定講習の受講者について

※上記の講習における受講者については移行期間として、別添参考 2 の神奈川県のチラシの方法とは一部異なりますのでご注意ください。

移行期間中は当協会への申込方法自体はこれまでと変更はありませんが、法定講習の受講が修了した受講者は、宅建士証の交付申請を公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会へ行って頂きます。

上記移行期間中の対応方法について

- ①当センターへ、従来通り法定講習受講申込と交付申請書をご送付いただくとともに、法定講習受講料・交付手数料の合計 16,500 円をお支払い頂きます。
- ②各受講期間最終日に受講修了を確認後、当センターより受講者へ「受講証明書」と「取引士証交付申請書（交付手数料 4,500 円の証紙貼付済）」を赤色のレターパックにて送付いたします。
- ③受講者は、**神奈川県宅地建物取引業協会**の窓口へ、上記②の書類 2 点およびお手元の旧宅建士証等とともに交付申請を行ってください。

※神奈川県宅地建物取引業協会への申請と受け取り方法については、下記の方法がございします。ご希望の申請・受取方法をご選択ください。

（１）郵送申請→郵送受取

- ・申請から交付まで宅地建物取引士証がお手元になくなります。
- ・必ず返信用封筒（長 3 サイズ）に*460 円分の切手貼付（レターパック可）に、送付先をご記入のうえ同封ください。

（２）郵送申請→窓口受取

- ・新しい宅建士証とお手元の旧宅建士証を窓口で交換して頂くことができます。

その他、窓口での申請も可能です。

※詳細は神奈川県宅地建物取引業協会へご確認ください。

神奈川県宅地建物取引業協会 宅地建物取引士係

Tel.045-633-3036 受付時間（平日） 9：30～11：30、13：00～16：00

2. 10 月以降の受講者について

基本的には、別添参考 2 の神奈川県のチラシのとおりとなります。当協会へは法定講習の受講申込と受講料 12,000 円のみお支払い頂き、法定講習の受講が修了した受講者は、神奈川県宅地建物取引業協会へ宅建士証の交付申請書の提出や申請手数料 4,500 円のお支払いを行って頂きます。

（※申込み方法など詳細については準備が整いしだい HP 等でお知らせいたします。）

【問い合わせ先】

本件全般に関する問い合わせ先

不動産協会宅建法定講習センター

Tel.03-3581-9425 受付時間（平日）10：00～16：00

交付申請方法に関する問い合わせ先

神奈川県宅地建物取引業協会 宅地建物取引士係

Tel.045-633-3036 受付時間（平日） 9：30～11：30、13：00～16：00

神奈川県の制度に関する問い合わせ先

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課宅建指導 グループ

Tel. 045-285-3218（平日） 8：30～17：15

建業第 1 3 9 4 号

令和 7 年 6 月 2 日

一般社団法人

不動産協会理事長 様

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課長



令和 7 年 6 月以降の宅地建物取引士証交付申請書の取扱いについて（通知）

当県の宅地建物取引業行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 3 月 28 日付建業第 3 4 8 2 号により、令和 7 年 3 月末日をもって収入証紙の利用を終了（経過措置としての利用を除く。）し、同年 4 月 1 日以降、宅地建物取引士証の交付申請は、受講者が手数料と法定講習を受講した旨の証明書を添えて県の指定する宅地建物取引士証交付申請窓口へ直接、申請いただく旨をお知らせしたところです。

この度、令和 7 年 5 月 31 日まで（公社）神奈川県宅地建物取引業協会に委託していた宅地建物取引士証の交付に係る事務は、引き続き令和 8 年 3 月 31 日まで、同協会に委託することとしましたので、お知らせします。

また、周知用のチラシにつきまして、一部修正しましたので、併せてお送りします。貴団体において会員等向けの周知に御活用ください。

問合せ先

宅建指導グループ 北田

電話 045-285-3218

(※当協会の9月付までの法定講習受講者については、移行期間として、申請手数料の支払方法等の一部が下記のフローと異なりますのでご注意ください。)

神奈川県 建設業課からのお知らせ

令和7年6月1日以降の宅地建物取引士証交付 申請方法について

令和7年6月1日以降に、法定講習受講を伴う宅地建物取引士証交付申請を行う場合は、以下のフローにより申請してください。

神奈川県では受付体制の変更に伴い、従来より取引士証の交付にお時間がかかります。法定講習の受講及び取引士証交付申請は十分余裕をもって行っていただくようお願いいたします。

法定講習の受講（法定講習実施団体に申込）

講習受講料の支払

受講終了後、法定講習実施団体が発行した「受講証明書」（※法定講習実施団体により名称、発行方法が異なります）を受領します



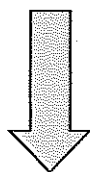
取引士証交付申請（受講から6ヵ月以内）

申請手数料（4,500円）の支払

受領した「受講証明書」を添付し、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会の窓口
に持参又は郵送にて申請します

窓口

〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町 6-76-3 神奈川県不動産会館 2 階
神奈川県宅地建物取引業協会（以下「協会」）
宅地建物取引士係 045-633-3036
受付時間 月～金曜日 9:30～11:30、13:00～16:00（土日祝 休館）



申請後、約2週間程度

取引士証の受け取り

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会の窓口で受取又は郵送（書留のみ。返信用封筒が必要です）で受取

問合せ先

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課 宅建指導グループ

所在地 〒231-0021 横浜市中区日本大通 33 番地 神奈川県住宅供給公社ビル 5 階

電話 045-285-3218（平日 8:30～17:15）